



児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

子育て支援課 田( ☎460 - 9840 )

子ども手当の申請をお忘れなく！

子ども手当を6月に支給するための申請期限は、**5月17日(月)まで**となっています。  
詳細は、市報5月1日号をご覧ください。  
子育て支援課 田( ☎460 - 9840 )

◆児童扶養手当

**受給資格** 日本国内に住所があり、次の支給要件に該当する18歳以下の児童（障害児は20歳未満）の母または養育者（母または養育者が老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合は除く）

**支給要件**

- 父母が離婚した児童
- 父が死亡または生死不明の児童
- 父に重度の障害がある児童
- 父が1年以上拘禁されている児童
- 父に1年以上遺棄されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

なお、昭和60年8月1日以降支給要件に該当し、平成15年4月1日現在5年を経過している方は時効により手当の請求をすることができません。

**支給制限** 次の状態にある場合は該当しません。

- 児童が父または母の死亡により遺族年金などを受給している
  - 児童が里親に委託されていたり児童福祉施設などに入所している
  - 児童が父と生計を同じくしている
  - 児童が母の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計を同じくしている
- 請求者または児童が日本に住所がない

事実上の配偶者とは、男性の住民票が同居にある場合や定期的な訪問、生活費の補助などを受けている

場合を含みます。

**手当額**

- 全部支給 月額4万1720円
- 一部支給 月額4万1710円～9850円（所得に応じて10円きざみ）
- 第2子は5000円、第3子以降1人につき3000円の加算。

手当の受給後、資格がなくなっているにもかかわらず、届出をしないで手当を受給していると資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りその他の不正の手段により手当を受けた方は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください。

◆特別児童扶養手当

**受給資格** 20歳未満の中・重度の障害（おおむね愛の手帳1～3程度、身体障害者手帳1～3級、4級の下肢の一部程度、これらと同程度以上の内部障害、または日常生活に著しい制限を受ける状態の精神障害）のある児童を養育している父母または養育者。

手帳をお持ちでなくても指定の診断書により、申請ができます。

児童が施設入所している場合、児童の障害を支給事由とする公的年金を受けられる場合は支給されません。

**手当額**

- 重度障害児 月額5万750円
- 中度障害児 月額3万3800円
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当

は、申請のあった翌月分から支給します。所得が限度額以上の時は、支給を停止します（下表参照）

なお、児童扶養手当は、手当の受給者が母の場合は、母が監護する児童の父から、母または児童が受け取る養育費について、その金額の8割が母の所得として取り扱われます。

◆平成22年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表（平成21年中の所得・平成22年8月分～平成23年7月分手当に適用）

扶養人数	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者	本人	配偶者 扶養義務者
0人	19万円	192万円		236万円	459万6,000円
1人	57万円	230万円	274万円	497万6,000円	653万6,000円
2人	95万円	268万円	312万円	535万6,000円	674万9,000円
3人	133万円	306万円	350万円	573万6,000円	696万2,000円
4人以上	1人増すごとに加算38万円			1人増すごとに加算21万3,000円	
1人につき加算	特定扶養 老人扶養 15万円 10万円	老人扶養6万円 (老人扶養のみは2人目から)	特定扶養25万円 老人扶養10万円	老人扶養6万円 (老人扶養のみは2人目から)	

◆所得から控除できる額

種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当 (本人・配偶者等共通)
	受給者(母)	受給者(養育者)配偶者、扶養義務者、孤児等の養育者	
社会保険料相当額	8万円	8万円	8万円
障害・勤労学生控除	27万円	27万円	27万円
特別障害者控除	40万円	40万円	40万円
寡婦(夫)控除	0	27万円	27万円
寡婦特別加算控除	0	8万円	8万円
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額

配偶者は寡婦(夫)控除なし

平成22年度 幼児2人同乗用自転車購入費の一部助成

- ①(1)申請時に、市に住所があり、現に居住していること
- (2)幼児(6歳未満)を2人以上養育していること
- (3)すでに同様の助成金の交付を受けていないこと

【対象となる幼児2人同乗用自転車などは？】

幼児2人同乗用自転車

- (1)社団法人自転車協会の定める「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合し、「幼児2人同乗基準適合車BAAマーク」(下記参照)が貼付されているもの(1世帯につき1台。幼児を4人以上養育している場合は、1世帯につき2台まで)
- (2)運転者の座席とは別に前後2席の幼児用座席を装着済みのもの
- (3)市内の販売店で平成21年10月1日以降に購入したもの



幼児用ヘルメット

SGマークが添付されているもので左記自転車と同時購入の場合に限る。1世帯2個(幼児を4人以上養育している場合で自転車を2台購入の場合は4個)まで

自転車、ヘルメットともに、中古・転売品は除く。

**助成金額** 購入費の2分の1(限度額2万円)

**必要なもの**

- (1)交付申請書(兼実績報告書)
- (2)領収書(申請者の氏名・購入品目の名称が明記されている原本)
- 購入品目と購入価格のみが記載されているレシートでは受付できません。
- (3)製造メーカーの保証書の写し(型番、製造番号、保障期間、購入年月日、申請者の氏名・住所などの明記があり、購入店舗のわかるもの)
- (4)印鑑(認印可)
- (5)申請者名義の預金口座のわかるもの(別途請求書の記入の際に必要)

(1)～(5)は同一名義にしてください。  
**案内配布** 子育て支援課(田無庁舎1階) 市内自転車販売店  
④上記(1)～(5)を平成23年3月31日(木)までに子育て支援課(田無庁舎1階)へ直接持参。  
台数に限りがあります。  
子育て支援課 田( ☎460 - 9841 )

「病児保育室えくぼ」・「病後児保育室ぱんだ」のご利用を！

～事前登録が必要です～

病気中のお子さんや病気の回復期のお子さんを一時的にお預かりします。

この事業は、市が医療機関に実施を委託しています。

④市内在住または在勤の保護者のお子さんで、生後満6か月～10歳に達する日の属する年度の末日までのお子さん。

④ **病児保育室えくぼ【定員6人】**  
(下保谷4-2-21・☎438-7001)

**病後児保育室ぱんだ【定員4人】**  
(田無町4-27-3・☎465-0988)

**利用時間**

月～金曜日...午前8時30分～午後6時  
土曜日...午前8時30分～午後0時30分

**利用料金**

4時間を超えると...3,000円  
4時間以内...1,500円  
生活保護受給世帯や市町村民税非課税世帯などは減免有り。

**申込書配布** 子育て支援課(田無庁舎1階) 病児保育室えくぼ、病後児保育室ぱんだ

市④からダウンロードできます。  
④病児・病後児保育事業登録申込書、病児・病後児保育事業収入状況報告書(利用料金の減免申請をする方のみ) 在勤証明書(西東京市以外に住

所がある方のみ)に記入し、住所が確認できるもの(免許証・保険証<sup>※</sup>)をご利用になりたい施設へ直接持参。

子育て支援課 田( ☎460 - 9841 )

地域子育て支援センターに遊びに来てください！

市内4か所の保育園の中にある『地域子育て支援センター』では、地域の子育て中の保護者の方とお子さんが、遊んだり・おしゃべりしたり・ちょっと気分転換など集いの場を提供しています。育児相談は、いつでもお受けしています。楽しいイベントや育児講座も盛りだくさん！お気軽に遊びに来てください。詳細は、各センターへお問い合わせを。

- ④地域子育て支援センター 『なかまち』(なかまち保育園内) (☎422-4880)
- 『けやき』(けやき保育園内) (☎464-3823)
- 『ひがし』(ひがし保育園内) (☎421-9913)
- 『やぎさわ』(やぎさわ保育園内) (☎465-0328)

